

7 練教教指第 1917 号
令和 7 年 7 月 15 日

練馬区立学校へお子様を通わせている
保護者の皆様へ

練馬区教育委員会事務局 教育振興部
教育指導課長 佐藤 永樹

練馬区立学校における携帯電話等の電子機器の
学校への持ち込み等に関する方針について

日頃から練馬区の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

練馬区では、公立小中学校への携帯電話等の電子機器（例：スマートフォン、スマートウォッチ、みまもり GPS 等）の持ち込みを原則禁止としています。

しかし、遠方からの通学による登下校中のお子様の安全確保等のやむを得ない理由がある場合には、校長の判断により学校への携帯電話等の電子機器の持ち込みが許可される場合もあります。

昨今、学校の許可なく、児童生徒が携帯電話等の電子機器を学校へ持ち込み、紛失やトラブル等の事案が増加しているため、改めて保護者の皆様にお伝えさせていただきます。

お子様が携帯電話等の電子機器の持ち込みを必要としている場合は、各学校へご相談ください。

今後とも、練馬区立学校の教育活動にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

練馬区教育委員会教育振興部教育指導課
電 話 5 9 8 4 - 5 7 5 9